

政教小議

051

013684-000-6

82-130

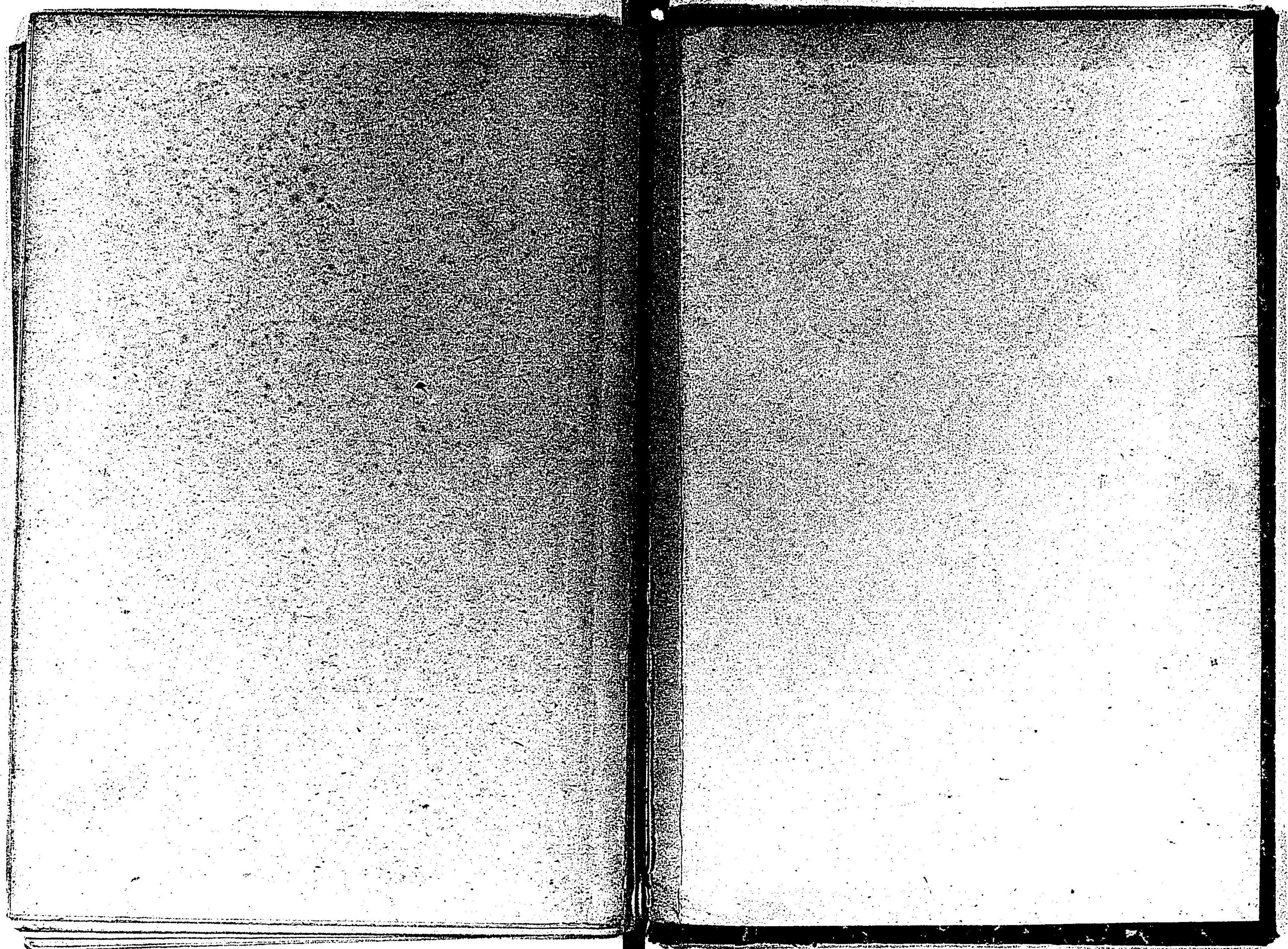
政教小議

石川 舜台/著

M32

ABA-0155





政教小議

石川舜台述



我國維新以來
 在昔今日に至り内地雜居の時に迫切し益其當を失し
 たるを感ぜ今後の措置大に釐革するに非れば國家將に
 其弊に耐えんとす故に鄙見を陳じて少補あらんこと
 希ふ

第一 宗教者の富を奪ひたること
 第二 宗教者の地位を汚下せしめしこと
 第三 前二項の結果宗教者をして鄙瑣に安んぜし

めしこと

第四 外交益親近して宗教者の資格懸隔せしこと

第五 宗教者の主長をして其宗派内を取締ること

能はざらしめしこと

第六 公認教の大主意

第七 公認教の例

第八 國教の制は今日に行ふべからざること

第九 米國の如き宗教放任主義は國家を害すること

と

第十 皇國の公認教は三級制となし名義は復古を

可とする事

第一 宗教者の富を奪ひたること

維新の際土地の名義を以て各宗寺院の所有地を官沒せられたり是各藩の藩籍奉還より出たる者なるべけれど寺院の所有地は前代の天皇若くは將軍若くは各藩主即大權を代理せし政廳が下賜又は喜捨せられたる者にして僧徒が寺院を莊嚴し自己の資格を保ち以て民心を善導に導きたる元資たりしものなり各藩は藩籍奉還と共に其政務も併せて奉還せるものなるを以て收支共に朝廷に歸したれば其華族となり遞減祿を賜りて相當の富と貴とを失はざるは其處を得たる者なれども寺院は是と異にして收納の土地は沒收せられ而して莊嚴すべ

き寺院佛堂は依然として存在し布教事務は前年に比して失費多きことこそあれ減ずることなしこれ收納を失して支出は依然として存在せざるなり糧食を斷じて戰鬪を命ぜられたると一般なり

第二 宗教者の地位を汚下せしめしこと

維新前は大僧正以下の僧官法印以下の僧位ありて大納言以下三位以下に對配せられ朝廷より直に敘任の榮を有し殊に門跡の如きは最高の待遇を有し各藩又各其待遇法ありて僧侶として自重自尊の念を有せしめたりしに一朝にして僧官僧位を廢せられ教部省起るに及んで教導職を置き勅任以下の待遇を得たりしも數年にして

廢せられ亦社會に伍する所の面目なき者となれり

第三 前二項の結果宗教者をして鄙

瑣に安んぜしめしこと

人の自重自尊の心なき者は蠻人の域を出ざる者なり然るに自重の心は名譽利達の地に居るか若くは之を望むべきあるに非れば保育すること能はざる者なり但し世上一種の説ありて宗教者は山林に安んじ惡食惡衣して亢然獨立するものなり名譽利達の如きは之を觀ること弊履の如くなるべきなりと是小乗の見枯禪の意にして偏局の妄見なり皇國十萬の僧侶如何ぞ之を以て律することを得んやかゝる一種異様の識見を以て言動するも

のほ一世を擧て紅紫に眩暈せる中に於て我親鸞の如く若くは文覺の如く偶々一二の特出者ありてこそ尊くもあらめ十萬僧侶盡く惡衣惡食せば一の乞食團を作るのみ韓國の僧を現出するに止りて國家得る所の結果は苟且の風鄙野の習を國民に教授せしむるを養成するに在るのみ豈國家の福利ならんや平凡なる十萬僧侶をして節制の兵を使ふが如く以て平凡ならざる効果を奏せしむること宗教に對する國家の政策に非ずや爲政者たる者十萬僧侶を以て決して親鸞の如き高潔なる者と思ひ若くは爲さんと考ふることをなけれ半清半濁以て下るべし以て上るべき浮々泛々たる平凡僧なりと思惟せよ

既にして此十萬の平凡僧存在する以上は一齊に坑にし殺すに非れば之を善誘して善立せしむるにしかず然るに此平凡僧をして大平凡僧たらしめしは富を奪ひ地位を奪ひたる大劇變は在るなり人にして富望むべからず位地得べからずと定りたる上は卑拙陋野爲さざることなきに至ること自然の勢なり故に現今の僧侶十分中の十其を除去して此大陋習となり畢らざる者なしこれ豈國家の利ならんや

第四 海外交益親近して宗教者の資格

外交益親近して彼此の僧侶の資格追々明白になり來れ

八
り我國に新來せる宗教中尤大なる者はローマカトリック教と之に次ぐを希臘教とし之に次ぐを新教とす新教中にして米國諸派の如きは多數の分派ありて勢力の凝注する所甚恐るべき者なしローマカトリック教の如きは其富の大なるは云迄もなく其位地の高き殆ど意想外に在り法主は各國帝王と同一の位地に在り其教徒中カルシナルと稱する僧官の如きは各國最高等官の上位に班する資格と定り在り其他全權大使全權公使を各國に派遣すること國家と同一の權利を有し居れり又新教にても英國の「カンタベリー」の大僧正は英國中至高の官吏として「ロンドン」の「セント・ポール」の上に班し年俸のみすら

九
十拾五萬圓の巨額を受給是等の高等僧官は我國に來り若くは居住し公然地式場を列するを認められに日本第六等の高僧たる兩本願寺法主を以て其僧侶以外の特有資格たる伯爵を以ては偶に屏息するのみ況や勅任待遇なる管長を以てするを況や其管下に屬する僧侶を位地の懸隔此の如く甚しくして富の程度是よりも猶甚しく此の如くはも彼と圓滑なる宗教交際を爲さんこと到底望むべきに非ざるなり多數の佛教徒是等の事情を知ること明なるに従て不平の氣益甚きは智者にして知るを待たざるなり過日支那政府は天主教即カトリック教の在清國主教を督撫同様なる待遇を爲すべきを公

示送り般鑑不遠益省す然きめ急な當りの也
取らざる第五の宗教者の主張を以て其宗派内を
所謂取締なるものは賞罰の嚴明なるに非れば行はるべ
き懲罰の此非ざるは明白な事實也然るに各宗派とは
各宗制寺法漸次末時僧侶の取締をなすことなるに此
宗制寺法は殆ど空文にして賞罰共に僧侶をして喜憂せ
しむるに足らざるなり何となれば我々各派の如き罰の
最重大なる者を擯斥し即僧侶の分限を除き寺院外に
退居せざる者なり此れ或は其人にして擯斥に處せられ
たる者あり其大徳義法尊の義に處分は服非退院

して僧服を脱ぎて其宗教の事務に従はざるは本山の法度も
行はれざるのみなれども若其人徳義の心なく僧に非る
に僧服し宗外に出でたりたる猶説教し讀經等の僧式を
行ひ猶寺院に安住し世人も亦本山の制裁を以て度外に
置き迷を遇するに僧侶を以て怪しむることあらん
歟本山は如何せんか其も亦さるる場合に於る歐洲の
政府の如きは既に認可せる宗教の法度は保護すべき責
任ある者と定めて國家の權力を以て執行するがゆゑに
罰は罰として行はる我國の如きは全く兒戯一般にて彼
處分せられざる猶僧業に従事するもの不徳義なること
を自身も之を知らず世人も亦之を怪まず政府も亦度外

に置く此の如くにして取締の嚴ならんことを欲するは
 木によりて魚を求むるの類也賞も亦之に類し殊に社會
 に對する位地なきが故に十萬の僧侶の十の七八は自暴
 自棄して憚らざるの有様に立至れり僧侶が社會教育の
 策以上を受持つるに在ることば異論者はなきべし然る
 に僧侶に依りて此の如し此自暴自棄無恥無禮の人を以て
 社會教育の半以上は當らざらん宗教自身の損害よりも國
 家自身の大損害なり何ぞ深く之を省ざるや
 第六の公認教の大主意は國教の如くなる時もあり
 佛敎が我國に於る從來の有様は國教の如くなる時もあり
 公認教の如き場合は政府が無關係なるが如き場

合は放任自由主義の如きもあり然れども深く考れば
 現今の管長制は公認教の部分多しとす故に假に之を公
 認教と認め之を法律上の確定を希望するなりこれた
 り現制度が公認教の部分多しと云ふ爲のみならず實に
 國家の福利と宗教の多幸なるを希望するが故なり公認
 教制度は現今歐洲各國の大多數が實行し在る所の制度
 にして公認教の名を解するはたゞ公然たる宗教と云に
 は非ず公然の權利を有する公法社團の宗教と云ふ意な
 り獨逸國バーデンの宗教法第一條云連合新教々會及び
 ローマカトリック教會は公然教義を執行する權利を有
 する公法社團たる權利を有すと此條を以て公認教の定

の流は大多數の國公認教制度を採るに至れり佛蘭西國の如きはルーツの民約論發生の國にして劇烈なる民主主義の爲に慘を極め殘を究めたる改革を行ひ王國を廢し共和政治とも又帝國となり又王國となり輕跳無定見の群を有する國にして現に共和國となりながら宗教に對する實驗の効界は民情に不似合なる公認教制度を採れり是れ偏に實驗の力にして米國の如き政教に無經驗なる人民に非ざる故のみ魯英伊の三國は猶國教の名存せられ也伊は全と國教の實を如英は僅に不列顛國にしては公認教の實を繼成也魯國獨り國教の實を

有するに止まる故に歐洲の大勢は全然とは云がたきも殆んど公認教制度を以て大多數とす左に其二三の例を擧ぐると又此等諸國の諸國を併せて公認教の實を

一、佛蘭西共和國

此國の宗教は國法上二種に分つ

一、法律上承認せられたる宗教 國家が法律を以て承認したる宗教にして加特力教新教ルイテル派及改革派并に猶太教之に屬し尙「ヤルジュール」にては回々教を之に加ふ

二、法律上の承認なき宗教 此信徒は法律若くは善良なる風俗に違反せざる限りは其私宅に於て宗教上

の儀式を行ふを得べきも公然儀式を行ふには如何なる場合と雖ども一般の結社及び集會の權に關する法律に従ふを要し之に依れば一時の集會の場合に雖自由なるも二十人以上相集りて結社を爲すには必ず先づ政府の認可を経べきものとす

政府は何時にても此結社の解散を命ずることを得

此結社は特別の認許あるときに限り公然教儀を行ふを得一時の集會を爲すには地方廳の許可を経ば

又此教社は政府の許可を得ずして宗教上の會

議を爲すことを得ず殊に外國に在る團體と聯合するを禁ぜらる尙此教社は法律を以て授權せらる

十に非ざれば法人權を有せず

第一種の宗教は立法上種々の優遇を受く今其重要な

十宗の選舉をれば左の如し

六、通常の宗教會議は所定の會場に於て之を開き且教師の監督あるときは無制限の自由を有す政府は妄

八、之に干渉するを得ず

二、此宗教の禮拜儀式を妨害したるものは刑法に依り

三、教師は陪審官たる義務を免ぜらる

四、教師は陪審官たる義務を免ぜらる

五、教師は平時に在りては兵役に服するの義務を免ぜ

六、教師の處分を越權なりとし不服あるものは行政訴訟を起し政府の救済を仰ぐことを得
 七、教師の職務上徴集する手数料は裁判上請求すること
 八、各町村は其地の牧師に住宅を供し又は宅料を給す
 九、各町村は其地の教社の宗教費用を補助する義務あり
 十、宗教に屬する諸多の營造物は法人權を有し獨立し
 十一、加特力教の教監は政府之を任命し羅馬教主は之

れを承認を爲すに過ぎず
 十二、教監及教師は其國庫より相當の俸給を受くるの權を有す
 十三、中興會堂及教監の居宅は國家の費用を以て之を維持す
 十四、以下は特に加特力教のみに關するものなり
 十五、奧地利帝國
 此國は行はぬと宗教は次の二種に大別す
 一、法律上承認したる教會及教社
 二、舊來法律上の承認を得たるもの即ち新舊兩教及

猶太教是なり
 (H)新たに法律上の承認を得たるもの、一宗教が新たに教社を設立し法律上の承認を得るには第一、其教旨、教儀、組織及社名が法律の規定又は善良の風俗に反せざることを第二、一箇處以上の教區の設立及維持に確實なる見込あることをの二條件を具備すること
 三、要す教務大臣は其信徒の請求に因り認許を與ふ
 四、此認許は法定の要件を缺くときは非ざれば拒むことを得ず
 五、現時此規定に據り承認を得たるものは舊加特力教會及...

二、法律上の承認なき宗教に此宗教の信徒は全く結社を爲すことを得ず禮拜儀式を行ふは其私宅内に於て之を爲すに限り自由なりと雖も是れ亦法律に違背し又或風俗を害するものたるを得ず此私宅内の儀式には公衆をして參與せしむるを許さず
 第一種に屬する教會及教社は何れも特權を有する公法上の資格を有し特別なる權利及び榮譽を享受するものなり今其重要なるものを摘記せば左の如し
 一、共同して公然禮拜及儀式を行ふの權
 二、財産を得取するの能力殊に教育又は慈善の目的を以て設立せられたる營造物財團及び積立金を管理

するの權
 三、教會内の事件を獨立して處理するの權以上は憲法に於て規定せるものに係る
 四、所有の會堂及墓地等不動産は民事訴訟の執行上之を差押ふるを得ず
 五、宗教上の目的に使用する爲め政府の同意を経て教會の信徒より徵收する課税及教職手數料は政府行政上の執行處分に依りて之を取立つることを得
 六、牧師は國家の委任に基づき信徒の出生、死亡及婚姻に關する登記を掌り、政府の監督を受け、該登記簿を管理す、但し猶太教は在りては政府の命じたる登

記官吏之を取扱ふ
 七、各教々師は其職務上官吏と同一の待遇を受く
 八、教師希望者は其修學中徴兵を猶豫す、教師資格を得たるものは之を後備役に編入し、戰役中は之に従軍、布教師を命ずることを得
 九、教師の收入には町村税を免除す
 十、教師は官吏と同じく納税額の如何に拘はらず選舉權を有す
 十一、教師は陪審官たるの義務を免除せらる
 十二、教會の命令を以て國法を違背するものと爲し、又は教會の課税に異議あるものは行政上訴願の途に

依り不服を申立つることを得

十三、政府は毎年一定の金額を新教補助費として該教會に附與す又舊教に就きては政府は宗教基金なるものを設けて之を管理し該教會牧師の收得が一定の金額に達せざるときに限り右基金の中より其不足額を補給す舊教牧師の恩給はすべて政府より支給す

十四、政府は各地の大學に舊教神學科を置き又『ウイン』大學に新教神學科を置き教師志望者として之に入學せしむるは其難易は同一の法に依りて
十五、國內舊教の大主教監(七人)はすべて職務上當然貴族

院に列席する權を有す其他宗教上顯著なる功績あるものは局院議員に勅選せらるることを得

三、普魯西王國

此國に於ては教社は其資格及び待遇上二種に分かる所謂公認即ち公けに採用せしめたる教社及び認容教社はなり公認教社は公法上の團體たる資格を有し其私法上に於て權利主體として法人の資格を有するや勿論なり認容教社の中には法人權を許與せられたるものと否らざるものとあり現時に在て新舊(舊加特力教をも包含す)兩教は公認の教社にして獨逸加特力ヘルフーフーテル『ヘーミッシェ、ブリユデル』クエーケル』ア

ングリカーネル』メノニーン』バプテスマン』猶太
 教等の諸教は法人權を有する認容教社に屬せり
 教社の設立は自由にして何人の認許をも要せず然れ
 ども公認教社たり又は法人の資格ある教社たらんに
 は特に法律を以て認許せらるるを要す
 公認教社は其待遇上種々の特權を有す今其重要なる
 ものを擧ぐれば左の如し
 一公認教社は公法上の國體とし主権者の權力を有す
 るを以て其國家より認められたる範圍内に於ては
 自由なる立法行政の權を有す故に其行使に關して
 は國家の監督を受くべきをなく全然獨立なり

二、公認教社の教師は一般に官吏と同様の待遇を受く
 三、新舊兩教會の經費は多くは國庫より支給せらるる
 四、新舊兩教會は又課稅權を有し國家は教會機關の定
 めたる賦課を行政上の方法に依り執行するを許す
 此場合に於て國家官廳は充分の調査を爲し其徵收
 の適實なること、賦課標準の適當なること及び其義
 務者が堪ふることを確認するを要す
 五、教會は信徒及び教師役員に對し懲戒懲治の處分を
 爲すことを得
 六、教社所有の土地及び家屋にして教事に供するもの
 は國稅及び地方稅を全免せらるる教師所有の土地及

六 家屋にして其職務施行上必要なもの亦同じ又
 七 教會は或種の印紙税及び遺贈税を免除せらる
 七 公認教社の禮拜所は「キルヘー」即ち教堂なる名義を
 得るを得國家公設の建物と同の特權を附與せ
 八 新舊兩教の適切規模の教師を養成せんが爲め國家は
 其大學の申に於て神學の分科を置き國費を以て之
 を維持獎勵せしむるを許す
 九 教師の職務關係が生ずる財産法上の請求權を訴
 三 權を行使せしむる若くは其訴權を制限するの規定又
 二 ば合意は國家の認許ある場合に限り有効ならず

十 公認教會及び法人權を許與せられたる教社は侮辱
 の行為に對し刑法上の保護を受け(帝國刑法第百六
 十 六條) 刑罰を全國に及ぼす
 十一 公認の祭日は多くは公認教會の祭日に依り之を
 定め國家は刑法上及び行政上之を保護す
 十二 國家は其設備殊に軍隊監獄慈善救貧病者看護の
 上管造物に於て公認教會の教儀を執行せしめ且之に
 關する費用を國庫より支出す又慣習上重要な國事
 に際し公認教會の教儀を行ふことあり例へば帝國
 議會各邦議會開會の場合の如し
 十三 國家又は地方自治團體の設立に係る公の學校は

大學を除くの外、何れも多くは公認教會と法律上の關係を有し、各學校に宗教の一科を置き、公認教會の教師として之を教授せしむ。尙小學校の教員は所定教派の信徒を以て之に充つるを通例とす。

十四、國定教會又は法人權を許與せられたる教社の教師にして現役以外の軍籍に在る者は兵器を使用する軍務より免ぜられ、牧師以上の資格を有する教師は後備役より免ぜらる。

右十以下は獨逸全國に通ずるものにして、即ち普魯西の外下に掲ぐる巴威、瓦耳、天堡兩國に於ても公認教社の有する特權を、法人の資格ある認容教社も亦公認

教社の有する三三の特權を有す。即ち信仰及び教儀に關する刑法上の保護、教會及び教師所用の土地、家屋の免稅、兵役義務履行に關する特例及び集會を爲し、教儀を行ふに際し普通の集會結社法に依るを要せざるとの如き是なり。又其般に法人權を有する教社に付ては、教社脱退に關する法律ありて、嚴重の法式を規定し、以て懲罰に輕卒なる脱教者を出さざらんことを期せり。其の他、一般の教社に通じて、教師の有する特權は、地方自治體の名譽職及び陪審官となるの義務なきこと、俸給差押に關する制限は官吏と同様なること、裁判所に於て證人として訊問せらるゝ場合に臨み職務上默秘

の義務ある事項に關し證言を拒むの權あること及び
 手数料を要せずして身分帳簿の閲覽を求むるを得る
 こと等なり
 法人の資格なき認容教社は公事を目的とする結社又
 其集會は公事を論議する集會と見做さるゝを以て其
 規約及び社員名簿は之を地方警察廳に提出し且つ集
 會を爲すの都度其旨を届出でざる可からざるものと
 す
 就四英巴威王國
 此國の宗教は國法上大別して左の三種とす
 一、公然採用しにる教社
 法律又は國王の認許令に於

て公然採用する旨を宣言せられたる宗教にして現
 時此資格を有するものは三大基督教會即ち加特力
 教、新舊「ルーテル」派及改革派とす

二、私設の教社
 法律を以て採用したる宗教の外國王の
 認許を経ずして自由教社を設立することを得ず設
 立せんとする者は其教義及び教社規約を教務大臣
 に差出し其査閲を受け設立の許可を請ふ可し國王
 は自由なる意見を以て或は之を認許し或は其認許
 を拒むことを得、又一旦認許を與ふるも更に必要あ
 るときは之を取消すことを得、之に關してはすべて
 國會の協賛を経るを要せず國王は其教社を公然採

用すべき旨を明示し以て認許するを得べしと雖も
特に此宣言なきものはすべて此私設教社の部に入
るものなり

現時之に屬する教社は希臘教會英吉利教會及び「メ
ソソビイテシ」「ヘルンフーテル」「イルサインギア
ネル」「シキステ」舊加特力の諸教會にして猶太
教亦此に算入す可し

三前三種に屬せざる宗教 此信徒は私宅に於て禮拜
を行ふの自由を有するのみにして一家族以上に涉る
宗教上の團結を爲し以て其信仰を行はんとするに
は必ず國王の認許を受け教社を設立せざる可らず

一私宅内の禮拜を日實と爲し秘密に集會するは國法
上の嚴禁する所なり 然るに前記の諸教會は
前三種の教社は共に公法上の社團にして國法の許與
をたる範圍内に於て自治權を有し即ち政府の監督を
受け其教義及社憲に従ひ獨立して教社の行政を爲す
を得べく信徒に對し懲罰を命じ教師に對し懲戒を行
ひ尙宗教上の事件に就き宗教裁判所を設くることを
得但し其裁判は民事上の効力を生ずることなく唯人
の良心を拘束するに過ぎざるなり又此教社が固有の
權限を犯さざる限りは其發したる教令教規の違反を
取締る爲めに政府の保護を仰ぐの權あり政府が此助

力を許與するには國法の違反なきことを以て要件とし、教廳の所爲にして國法に違反するときの外は所管政廳に於て妄りに此保護を與ふことを拒むを得ず。又教廳の命令に對し不服ある者は政府に對し行政上の訴願を提起し其處分の變更を求むるを得べし。行政裁判所は終審として此種の事件を管轄す例へば、教社内の選舉に關する争訟又は教會費用の負擔に關する異議の如き是なり。此他の特權は私設教社の認許令に明記したるもの限り之を享有するを得べし。之に反して第一種に屬する教社は尙ほ左の特權を享有せり。

一 公然採用せられたる教社は其儀式を行ふに付き何

等の制限を受けざるも私設の教社は私の禮拜を行ふの自由を有するのみ故に私設の教社は禮拜の目的に設けたる建造物内に於て宗教上の集會を催すを得べく其宗教上の儀式は此集會場又は信徒の私宅に於て之を行ふを得るも街上又は公開場に於て公然禮拜を行ふの權なし。其他法律又は習慣上公設教社のみは許與したる鐘及其他諸種の標章は私設教社の使用するを許さず。

三 公設教社の禮拜上の儀式を行ひ又は宗教々育の任に當る教師其他の吏員は公吏と同一の權利及び待遇を享有す。

三公設教社は私法上の法人たる權を有し財産を取得するの能力あるも私設教社は法人權を有せず

四此教社に屬する公然の禮拜に供する建物は家屋税を免除す又町村税は此教社の禮拜に供するすべての地所家屋に付之を免除す

五公設教社の信徒にして教師の俸給禮拜の費用を支辨し且つ必要なる建物の設立維持を計るの資力を有するときは又は法律上認可せられたる方法に由り以上の經費を取立得るときは獨立の教區を組織するの自由を有す各教區の宗教上の費用に充つる爲め其信徒に賦課を命ずるときは政府の徵税法

に依り之を取立得るときは

六舊教の教監其他高等教師は國王の任命する所に係る新教の高等教務廳の職員も亦同じ從て何れも國庫より俸給の支辨を受く其他兩教共に政府は各教區の牧師に向て補助金を給す

七「ミュンヘン」「ウニベルシテット」の兩大學に加特力神學科を置き「エールランゲン」の大學に新教神學科を置く

八加特力教に在りては「ミュンヘン、フライジング」及「ババイエル」の各大教監及び勅命を以て終身其職に任ぜられたる教監又新教に在りては高等教務廳の

長官は共に貴族院の議員たるものとす

九國王は此教社に向て國家の爲め公なる訴願を爲す
ハルキことを命ずるを得

五、瓦耳天堡王國

該國の法制によれば教社は公認及び認容の二種にわ
かると公認教社に屬するものは新舊兩教改革新教の三
基督教會及び猶太教會なり認容教社には法人の資格
あるものと否らざるものとあり獨逸加特力「ヘルンフ
ーテル」の如きは其第二種に屬す

公認の教社たるには國家より特に其資格を認許せら
るゝを要す認容教社の設立に付ては國家の認許を要

せず唯其教儀社則及行動に於て善良の風俗又は公の
秩序に背反するを得ざるのみ其教社は公私の禮拜に
於て自由且共同の教儀を行ふの權を有し又獨立して
事務を規律し管理することを得其社則は政府の請求
あるに非ざれば之を提出するの義務なし然れども認
容教社が私法上に於て權利主體たる資格を得るは特
に國王より法人權を許容せられたる場合に限る但法
人權附與の條件に付ては一般の規定あることなし公
認教會の重要なる特權を擧ぐれば左の如し
一、公認教社は公法上の團體たると同時に私法上法人
たる資格を有し其内部の事件に付ては規定の機關

により自治者の權力を以て立法及行政の權を行ふ

二公認教社は信徒及教師役員に對して懲戒懲治の處分を爲すことと得若し其處分にして教會所屬者の自由或は財産に對し其意思に反するものなるときは國家は右處分の法式及實質上より觀察して不都合なきことと確認したる後教會に代はり實行の任に當るべきものとす

三公認教社の教師は一般に官吏と同様の權利及待遇を受く且共同の義務を有す

四新舊兩教會費用の大部分は國家之を其豫算に編入し且國會の議決を経て國庫より支給す殊に國家は新

舊兩教の教師に對し老衰又は疾病のため其職に堪へざる場合に於て終身恩給を給するの義務を負ふ

五加之教會は又課税の權を有し國家の力を藉て其賦課を執行することを得

六新舊兩教會の六名の大視教及舊教々會の教監全員副教監教監教監參議各一名は下院議員たるの權を有す

七教會又は教師の所有に屬し教事に供する土地建物は國稅及地方稅を免除せらる

八國家は新舊兩教の適當なる教師を養成せんが爲め其教職學問所殊に大學内に神學の分科を置き國費を以て之を維持す

九國王は三大基督教會の一に歸依するを要す
 其他法人の資格ある認容教社及一般の教社に通ずる
 特別の規定は猶ほ普國に於けるが如し

第八 國教制は今日に行ふべからざること

論者云我邦は佛教を以て國教とせり何ぞ今更公認教を
 規定するの愚を爲すやと是全く法律の思考なく又國教
 なる者は如何なるものなるやを知らざるの説なりか
 る無法なる論者には先づ國教とは如何なるものなりや
 公認教とは如何なるものなりやを質問して其答辯を爲
 すこと能はざるは勿論なれば宗教制度を論ずるの資格
 なき者なれば退て宗教制度の學問となすべし然らざれ

ば政教論場中の狂人なりと宣告して足るべきなり蓋國
 教は歐洲に始まりて羅馬ユンスタンチン帝始て耶蘇教に
 其資格を與へたり數百年にして國教制一變して教國制
 となり又數百年にして國教制に復しルーテルの改革に
 至りては猶教國制たることは免れざりしも昔年の國教
 制とは大に面目を改めたり然れども猶國教制たる以上
 は他の信仰を強ひ他の信仰を禁ずるの性質は免るゝと
 と能はず信教自由の格言を適當なりと認め之を憲法に
 規定する以上は國教制は憲法の意思に乖くものなり故
 に採用すべからず此に於て歐洲各國の多數は改て公認
 教制を採るに至れり我邦も亦憲法上信教の自由の規定

ある以上は國教の制を立るは到底不可なり而して公認
 教制を採るべしとするは憲法第二十八條日本臣民は安
 寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て
 信教の自由を有すとある安寧秩序を妨げず臣民の義務
 に背かざる限なる並語の意を推考して國家の法律とせ
 ざるの旨を公認教制なるが故なりと云ふは餘蘊を論ずるに
 至り第北條米國の如き宗教放任主義は國家の平和を
 損じ又安寧を妨るに至るべしと云ふは又米國の如き
 政府の宗教に對するは放任主義と云ひ宗教が政府に對
 するは自由と云ひ獨立と云ひ保護を請はずと云ふ是皮
 相なる米國主義なり政府は放任と云ふばかりにも手輕

く無難らしきなりこれ政府がや此説に同情を寄る一
 にして其口實を政教分離にするものとす又宗教者は自
 由と云ひ獨立と云ふ保護を乞はずと云ふいかにも男ら
 しく愉快らしく政教分離なる流行的熟語にもはまりよ
 く當路者にも政客にも一寸受けのよき方にて輕窶者流
 無經驗者流より純朴なる世塵に染まざる學者など大に
 喜びやすきの傾きあり誰か知らんかよる極端なること
 は行はるべきものに非ずして若之を行ると意外の大弊
 害は大波濤の如く我帝國の良俗を洗ひ去るの恐れある
 ことと此論者は米國の大政府の憲法に諸種の宗教中の
 一を以て國教とするを禁じ又甲宗教を乙宗教より優遇

するの制を禁じ各宗教は均等の権利を有し一般の私設
 會社と同しなりを規定せざる爲に單純に此の如きのみ
 を思考するに外ならざるべし然るに之を實地に徴すれ
 ば意外なる現象ありて喫驚音ならざる者ありニウハム
 ンヤ州オヤ州ウシヤ州ユシネクチカツト州デ
 ルラック州ノルヂヤ州の如きは憲法に萬物の創造者
 たる上帝の存在を信ぜし之を敬するは各人の義務にして
 此信仰は國本の最良なるもの宣言しニユールハムシヤ
 州ヤ州ノルヂヤ州オヤ州の如きは宗教に獨立自治を
 許與し同等の地位を與ふるは基督教のみに限るものと
 し北州ノルヂヤ州オヤ州の如きは州ニヤ州オヤ州メリ

州の如きは憲法に於て基督教の眞理又は上帝
 の存在を信ぜざるは未來の賞罰を受ることを信ぜざる
 者は國家の官職に就くことを禁じニユールハムシヤ
 州ノルヂヤ州オヤ州の如きは新教の信徒の外は官吏に
 なることを許さず是等の規定は公認教制の國には
 なき所にして殆ど國教制と云ふべきものなり
 放任主義平等主義を大呼する米國に於ける現象
 ありは奇ならずや彼輕々に宗教制度を論じ放任平
 等を可とする論者は之を知らざるのみならず平等の
 意義亦之を知らざるなり世界は決して單純なる平等
 の行はるべきもの非ず單純なる平等は却て是れ平等な

らざるなり我佛教に平等門に對して差別門を説くは此の爲なり放任平等を大呼する米國却て此の如し而も一面には放任の結果宗派の多數なる決して佛教の我邦に於る宗派數の如きものに非ず基督教に屬する宗派のみにては殆ど三百派に及ぶならん而して三百派に止まるに非ず年々の増殖幾千派に至るを知るべからず何となれば放任なるが故なり自由なるが故なり投機師の失敗者競争の失敗者多く新宗教の祖師となり僅に數十人の信徒を汝れば傲然として一宗派と稱すオールドオールド派は教師七人信徒三百十四人なりこれ既に其派の教師信徒の少數なるに驚かざる況や之に下れるものぞ

やウチナニムシハレヌセオウカシ派は宣教師三人信徒三十七人なりヒニシハレヌセオウカシ派は信徒二十一人のみアハナニシハレヌセオウカシ派は信徒二十一人のみ殆ど兎戯に類す也云々既に放任なり自由なり狐を神とす可水と藥とす可多婁河多夫可風俗の頽敗人心の離散深く論ずるを待たざるべし新開の米國猶其弊にたへず五百年の舊國萬世一系の帝統豈かざる無分別なる制度を採るを得んや況や憲法既に已に明に安寧秩序を妨げずと云ひ臣民の義務に乖かざる限に於てと云ふ信教の自由は極端なる自由に非ざるなり放任の自由に非ざるなり制裁ある自由なり又猶憲法第二十九條の言

論結社等の自由の如し法律の範圍内に於る自由なり若し法律の範圍内なる制裁を除きて出版言論結社等放任なり獨立なりと云はば違憲の罪人たることを逃るべからば宗教法に信仰の自由を口實として放任自由獨立を主張する者は違憲者なり國家公共の幸福を顧ざる者なり慎まざるべし

第十條 皇國の公認教制は三級制をなすべし

前記の擧たる公認教制度の中巴威王國の三級制を適當とす而して皇國は歴史の教所たる僧侶の資格を復古するを可とす

三級制は第一級公法社團たる宗教第二級法律を以て採用したる私設の宗教第三級私宅に於て

教すべき宗教以上の三級を大段として各國公認教の條項中適當なるものを選び國家の性格に適合せる宗教法と定ると可とす

前陳十項は人の間に答たる一席の談話なり試に活刷し之を知人に頒つ幸に指教を賜はらんことを

82
130

發行所

京都市東六條

法藏館

版權
所有

明治三十二年六月十日印刷
同 年六月十四日發行

定價金拾錢

著者

石川舜台

京都市上京區聖護院町第七十九番戶寄留

發行
者兼

西村七兵衛

京都市下京區中珠數屋町烏丸東入二十八講町第廿二番戶

印刷
所

京都印刷株式會社

京都市上京區柳馬場二條下ル等持寺町第十番戶

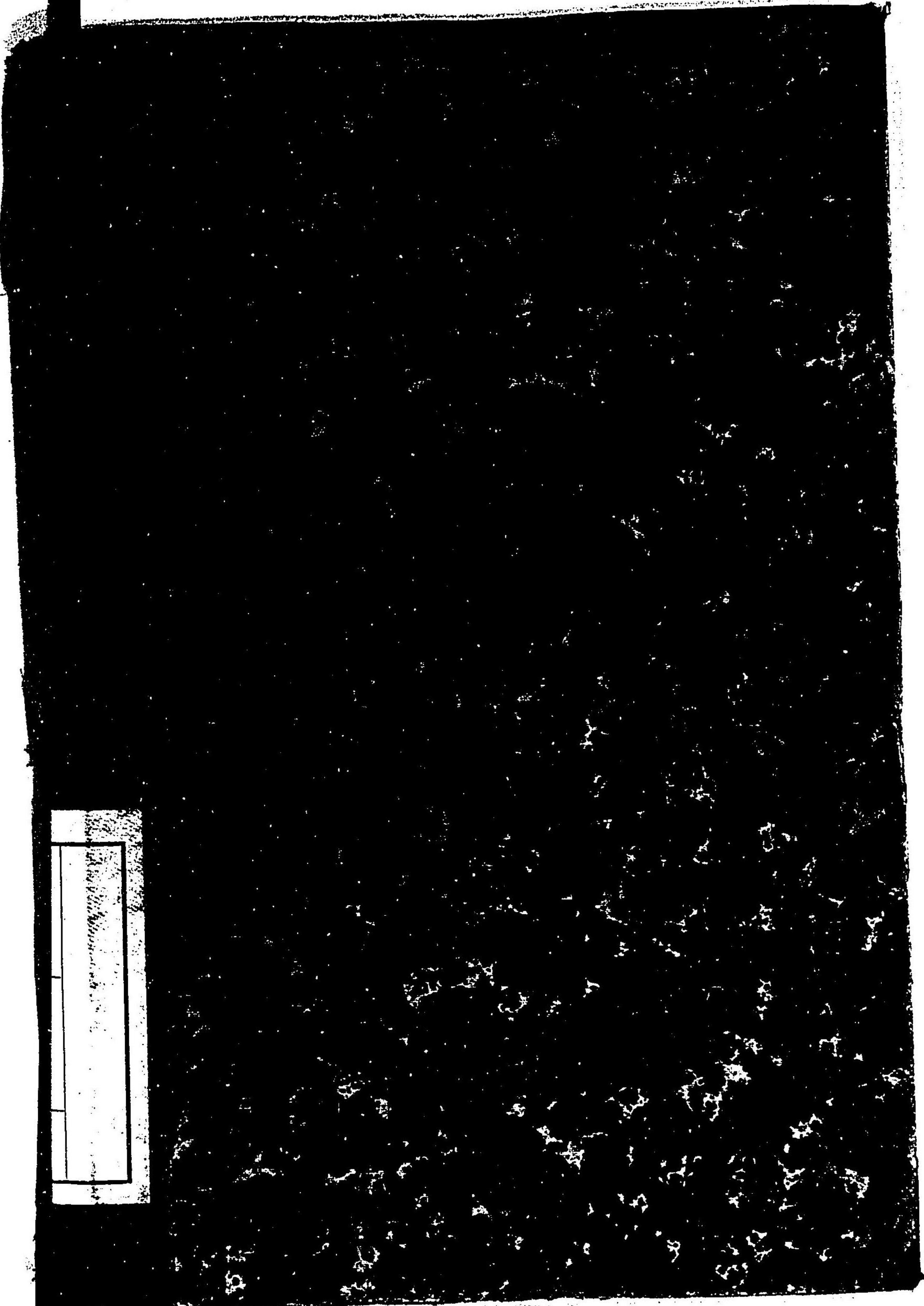
5/34

此書は個人の私蔵に非ず、公衆の閲覧を期するものなり
前編十頁は個人の開示を許さず、二編の編纂及び開示を期す
るものなり
真中編纂者の名を著者名に載せしむるは、著者の
姓名を著者名以上の二編に大別し、了り、各編の編纂の期



82

130



Vertical text or markings on a small rectangular label or page edge, possibly a library call number or title. The text is illegible due to the high contrast and graininess of the scan.